

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	21 件

北海道国民年金 事案 1063

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年2月までの期間及び42年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年2月まで
② 昭和42年2月

私の国民年金については、A村役場で母親が加入手続を行い、併せて保険料も納付していた。

昭和40年3月にB社に勤務した時に、C市役所から、国民年金と厚生年金保険が二重払いとなっているため、国民年金保険料が還付になるとの連絡があり、同市役所で還付手続をした。その期間が未納期間になっているのは、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和37年4月から42年3月まで国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人の年金記録については、本来、昭和40年3月から42年1月までの期間及び42年3月の厚生年金保険被保険者期間についてのみ国民年金保険料が還付されるべきところ、国民年金被保険者に該当する申立期間についても被保険者資格を取り消した上で国民年金保険料の還付手続が行われていることが確認でき、社会保険事務所の事務処理の誤りが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで

昭和39年2月にA町（現在は、B町）に転居した後の申立期間①が未納期間になっているが、前後の期間を納付しているのに、この期間だけが抜けているのは納得できない。

また、申立期間②の1年分も、夫と一緒に保険料を納付していたのに未納となっている。

免除期間はあるものの、その後もまじめに納付しており、未納期間は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁や市町村の記録によると、申立人の結婚前の昭和35年10月1日に払い出された国民年金手帳記号番号は、転居による住所変更手続及び結婚による種別変更手続が行われた形跡が見られないことから、申立期間①の国民年金保険料は納付できなかったものと思われる。

さらに、その後の昭和41年4月ごろに別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、継続して保険料を納付していたのであれば、改めて加入手続をし、新たな当該記号番号が払い出されることは極めて不自然であることから、継続して納付したものは考えられない。

加えて、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は役場で定期的に納付していたとしており、過年度納付した記憶は無いとしていることから、昭和

41年4月に払い出された新たな国民年金手帳記号番号で申立期間①に係る保険料を納付したものは認め難い上、ほかに申立期間①の期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立期間②当時、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料については、納付済みとなっている。

また、昭和41年4月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番であることから、申立人とその夫が同時に加入手続きを行い、保険料を夫婦で一緒に納付していたことがうかがえる。

さらに、申立期間②において居住していた場所は高台であり、自ら納めに行くのは大変であったことから、国民年金保険料は集金人に払ったとする申立人の記憶も明確であるところ、A町では申立期間②当時、集金による保険料徴収が行われていたことが確認できる等の周辺事情からも、申立人は申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1065

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年3月まで

夫が夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたはずである。申立期間について、夫の保険料はすべて納付済みであるのに、自分の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き強制被保険者期間に係る国民年金保険料の未納期間が無く、保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申立人が主張しているその夫は、昭和46年3月以降の保険料をすべて納付している上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したことを記憶している。

さらに、夫の国民年金の加入手続が行われた時期は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和49年12月ごろと推認でき、その時点で申立期間は第2回特例納付及び過年度納付により納付可能な期間に該当する上、社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の夫は46年3月から47年9月までの保険料を特例納付により納付し、続く同年10月から49年3月までの保険料を過年度納付により50年1月10日に一括納付していることが確認できる。

加えて、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続を夫婦一緒に行ったと認められる。

また、申立期間以降の昭和49年4月から51年10月までの夫婦の保険料は、

A市が保管する国民年金被保険者名簿により、すべて納期限内の同一日に納付していることから、申立期間についても夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年7月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から44年3月まで
② 平成9年7月から12年3月まで

昭和38年1月、A町役場（現在は、B市役所）において、国民年金の加入手続を行った。

その後、C市に転居し、申立期間①の保険料は、自宅で市の集金人に納付したか、又はC市D区出張所に行き、納付書により納付した。

申立期間②の保険料は、C市D区役所において、申請免除の手続をした。

申立期間の保険料の納付及び免除を示す資料は紛失したが、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、②平成9年7月から12年3月までの期間については、申立期間②の前年度まで、計7回、継続して保険料の申請免除の手続を行っており、当時、申立人の国民年金制度への関心は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②の直前の平成9年3月にC市E区から同市D区に転居し、その際、同市D区役所に国民年金の異動を届け出たとして、いるところ、C市の被保険者名簿から、申立人が同年同月、同市D区役所に住居の異動を届け出ていることが確認できる上、申立期間②の翌年度からは、同市D区役所において保険料の申請免除の手続を行っていることが確認でき、申立期間②のみ、申請免除の手続を行っていないとするのは不自然である。

さらに、申立期間②は、申立人が離婚した直後であり、申立人の経済状

況が一層厳しくなるとみられることから、免除基準により保険料の免除が承認される所得であったと推認できる。

- 2 一方、申立期間のうち、①昭和 40 年 4 月から 44 年 3 月までの期間については、i) 申立人は、38 年 1 月ごろ、A 町役場において国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、44 年 8 月ごろ、C 市において申立人の元夫と連番で払い出されており、申立人の主張と一致しないこと、ii) 申立期間①について、その元夫も保険料が未納となっていること、iii) 申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、保険料を納付していたものと認めることはできない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 9 年 7 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和32年12月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月7日から33年3月12日まで
昭和23年10月にA社に入社し、49年3月末まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

転勤はあったが途中で解雇されたことは無く継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所が保管する人事発令記録、社員名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業所が保管する人事発令記録において確認できる申立人のA社C支店から同社B工場への異動発令日は、昭和32年12月1日であるが、申立人は「異動発令の1週間程度後に同社B工場に赴任し、交替で同社C支店に異動発令された後任者と事務の引継を行った。」としており、当該人事発令記録によると、当該後任者も申立人と同日に同社B工場から同社C支店に異動発令されたことが確認できることから、社会保険事務所の記録により、後任者の同社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び同社C支店における資格取得日は同年12月13日である上、申立人の同社C支店における資格喪失日は同年12月7日と記録されていることから、申立人の同社B工場における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 B 工場における昭和 33 年 3 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が保存されておらず保険料を納付していたか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社B支店における資格喪失日に係る記録及び同社本社における資格取得日に係る記録を昭和43年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月6日から同年6月16日まで

昭和41年3月から平成9年9月まで、A社に継続して勤務していたが、同社B支店から同社本社に転勤した当初の5か月間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事経歴台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和43年1月1日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和42年12月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしている。しかし、企業年金連合会が保管するC厚生年金基金の加入記録によれば、申立人は、A社B支店で厚生年金保険被保険者資格を喪失する前日の昭和43年1月5日に同基金加入員資格を喪失し、同日に同資格を再度取得した後、A社本社で厚生年金保険被保険者資格を取得し

た同年6月16日に同基金加入員資格を一旦喪失し、同日に同資格を再度取得したことが確認できる一方で、申立人の人事経歴台帳によれば、同年6月16日前後に何らかの人事異動があった形跡は無いことから、同基金加入記録における同日の加入員資格得喪に係る記録には不自然さが見受けられることを踏まえると、事業主は、当初、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日及び厚生年金基金加入員資格取得年月日について、いずれも同年6月16日として届出を行い、その後、時点は不明であるものの、申立人に係る同年1月5日から同年6月16日までの同基金加入員資格記録を追加する手続を行ったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主がA社B支店における資格喪失日を昭和43年1月6日、同社本社における資格取得日を同年6月16日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和37年6月21日から同年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録及び同社C工場（現在は、B社D工場）における資格取得日に係る記録を昭和37年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月1日から同年8月1日まで

昭和37年4月から平成5年6月まで、A社に継続して勤務していたが、同社本社から同社C工場に転勤した昭和37年7月について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する従業員台帳、辞令及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年6月21日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年8月の社会保険事務所の記録、及び申立人とほぼ同年齢の同僚の当該事業所における同年7月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで
昭和24年4月11日から57年9月30日まで、A社の社員として継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

社会保険庁へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社C支店での加入期間が1か月欠落していた。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主から提出された異動日の日付が確認できる職員台帳及び人事発令記録により、申立人は昭和26年4月11日から57年9月30日までA社に継続して勤務し(昭和36年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和36年2月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は申立人に係る 36 年 3 月分の保険料の納入告知を行っておらず
（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険
料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に
係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場の資格取得日に係る記録を昭和40年4月21日、資格喪失日に係る記録を同年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月21日から同年5月15日まで

A社D工場に勤務しながら、昭和39年及び40年の2回、E職としてF業務に派遣され、G社所属のH船に乗船した。

昭和40年の乗船に際しては、下船後にC工場への転勤が決まっていたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間の被保険者資格記録が無く、1か月の空白期間が生じている。

A社には継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した申立人に係る在職期間証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社から提出のあった辞令原簿から、申立人は昭和40年3月17日にA社D工場から同社C工場に異動したことが確認できるが、B社は「D工場は、昭和40年度から通年稼働から季節稼働に変更されることが前年度に決定しており、それに伴ってD工場所属の社員をC工場又はI工場に異動させたこと、及びC工場には申立人を除き7人が異動したことが当社の調べで分かった。」と供述しているところ、i) この7人のA社D工場及び同社C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び資格取得日は、共に40年4月21日であ

ることが社会保険事務所の記録から確認できること、ii) 同年5月に同社C工場に着任したJ業務担当係長は「私が5月に事務引き継ぎを受けた時、I工場から転勤した者数人の厚生年金保険の資格取得届が提出されていないことが分かった。4月は私が着任する前なので詳細は不明だが、申立人の厚生年金保険の資格取得届が漏れていた可能性は十分考えられる。」と供述していること、及び上述の7人のうちの一人で、申立人と同様に同社D工場からC工場に異動し、唯一船員保険の資格取得記録がある同僚は「40年4月にD市で結婚式を挙げ、そのままD市にとどまって、5月にK社のL船に乗船した。C工場にはL船を下船した時に初めて勤務した。」と供述していること、iii) B社から提出のあった申立人に係る健康保険組合の加入記録(写し)及び同社の供述によると、申立人のA社C工場における健康保険の被保険者資格取得日が40年4月21日であることが確認できること、iv) 上述の労務担当係長は、「申立期間当時、A社では、正社員、臨時社員を問わず、全員健康保険と厚生年金保険はセットで加入させており、いずれか一方だけ加入させるようなことは無かった。」と供述していることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険の資格取得届及び同喪失届が、何らかの事情により行われていなかった可能性がうかがわれる。

なお、B社は、申立人の健康保険の資格取得が昭和40年4月21日から記録されているにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得記録が無いことについて「当時の状況は不明。」としている。

さらに、G社の昭和40年度の船員保険被保険者名簿から、H船にて勤務した者の船員保険の資格取得日を確認したところ、i) 昭和40年4月21日の取得者が34人、同年5月11日の取得者が216人確認できるが、同年4月21日に資格を取得した者から「H船は操業後、修理・点検のためM港にいったん入港し、その後D港に向かった。N業務はO部、P業務はQ部が担当し、R部所属の者はD港から乗船した。」との供述を得たこと、ii) 申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げたS職、T職、U職(合計6人)は、全員40年5月11日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、A社C工場の船員保険被保険者名簿及び申立人の同僚の供述から確認することができたF業務に係る5人の同僚の資格取得日を見ると、一人が40年5月1日、二人が同月10日、残りの二人が同月15日となっており、申立人は同月15日に船員保険の資格を取得したことが確認できることから、申立人は、G社の社員とは別に、A社C工場で船員保険の資格を取得した結果、4日間のずれが生じたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社D工場にお

ける昭和40年3月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の書類等が残されていないため不明としているが、申立期間の被保険者原票に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1067

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から58年3月まで

A市B区役所から未納があると連絡があったので、夫婦で同区役所に行き、二人分の国民年金の免除申請をした。しかし、年金記録を確認すると夫の分だけが免除となっているのに、私の分が免除となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料の免除申請を行ったとしているが、国民年金への加入手続に対する記憶があいまいである上、ほかに申立期間当時国民年金に加入し、申立期間の保険料について免除申請をしていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の婚姻後の国民年金手帳記号番号は、夫婦共に免除となっている昭和58年度（昭和58年6月ごろ）に払い出されており、国民年金被保険者資格取得は、その時点から昭和51年4月にさかのぼって行われたものと推認され、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、申立人の夫は申請免除が認められていることから、申立期間当時、夫婦共に免除基準に該当していたものと考えられるが、国民年金の加入手続を行っていない場合には、免除申請することができないため、申立人の夫のみが免除されていたものと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1068

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年4月ごろに、夫の友人であるA町役場B出張所職員に国民年金への加入を勧められたことから、同職員に1か月分の保険料と印鑑を預けて加入手続をしてもらい、3日ぐらい後に同職員が国民年金手帳を届けてくれた。

申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までは、毎月自分がA町役場B出張所に行って保険料を納付し、同年4月から41年3月までは、C町役場かC町D農業協同組合で保険料を納付していたので、記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、A町役場B出張所職員が申立人に係る国民年金の加入手続等を行ったとしているが、この職員は、申立人に係る国民年金の加入手続をした記憶は無く、申立人に国民年金手帳を届けた記憶も無いとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として毎月1,100円ぐらいを役場等の窓口で納付していたとしているが、申立期間当時の保険料納期は3か月ごとであり、その月額は100円であった。

さらに、申立人については、昭和61年4月1日に国民年金第3号被保険者として国民年金手帳記号番号が払い出されているが、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年6月までの期間及び42年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から42年6月まで
② 昭和42年10月から48年3月まで

昭和40年3月に婚姻し、同居していた義父から国民年金の加入を勧められた。国民年金の加入手続及び保険料の納付は義父が行っていたはずであり、婚姻して間もなく、義父が「年金は自分が責任を持って払っている。」と言ってくれていたことを記憶している。義父の言葉を信じており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義妹（三女）が「父親は厳格でまじめな人であり、申立期間について兄の国民年金保険料を納付しているのに、義姉の保険料のみを納付しなかったとは考えられない。」と証言しているほか、申立人の夫及び義父母はいずれも国民年金制度が始まった昭和36年4月から国民年金に加入し、39年3月までの未納期間を除き、同年4月以降の期間（全期間強制加入）の国民年金保険料をすべて納付している。

しかしながら、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に全く関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとしている申立人の義父は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況について確認することはできない。

また、i) 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年1月31日に払い出されていることが確認できること、ii) A市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人

の48年4月から同年9月までの国民年金保険料は同年10月に納付されていることが確認できることから、申立人はそのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間は併せて94か月と長期間である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から52年3月まで

夫がA共済組合を脱退したことから老後が心配になり、昭和56年から59年ごろに、B市C区役所に赴き、夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。

その時、同区役所の年金課にいた女性が「国民年金を受給するためには、御主人が加入していたA共済年金の期間を利用できるので、夫婦二人分であると50万円以上を納めなければならない。」と親切に説明してくれたので、私自身の貯金と次男から15万円ほどを用立ててもらい、はっきりとした記憶ではないが、総額で52万円ぐらいをこの女性に渡したと思う。

申立期間の未納は無いと思うので、納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により申立人及びその亡夫の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時期に、夫婦二人分の未納期間（昭和43年4月から54年3月までの期間のうち、申立人の申立期間及び申立人の亡夫の48年2月から52年3月までの期間を除く）に係る保険料が^{さかのぼ}遡って納付されたものと推認できることから、申立人は当該未納期間の保険料を、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで）及び過年度納付によって納付したものと考えられる。

また、申立人が社会保険庁の記録どおりに保険料を納付した場合、夫婦二人分を併せた納付総額は55万5,560円が必要となる（申立人については、31万9,160円となること、及びその亡夫については、23万6,400円となり、申立人が記憶する納付金額とおおむね一致する。）。一方、仮に申立人が申立期間につ

いても併せて特例納付したとすると、その総額は72万7,560円となり、不合理である。

さらに、申立人は加入手続の際に「国民年金を受給するためには、亡夫が加入していたA共済年金の期間を利用できる。」との説明を受けたとしており、これは通算老齢年金（納付済期間に加え、配偶者の被用者年金加入期間等も通算対象期間として受給資格の計算に含むことができる）について説明を受けたものと考えられる。申立人の場合、通算老齢年金を受給するためには、合計で18年の通算対象期間が必要であるのに対し、記録上の納付済期間と申立人の亡夫がA共済年金に加入していたことによる通算対象期間の合計は19年となるほか、申立人の亡夫も受給資格を満たす12年の通算対象期間となる納付記録となっていることから、申立人及びその亡夫は、申立期間を含むすべての未納期間について^{さかのぼ}遡って保険料を納付したのではなく、受給資格を考慮して納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和56年から59年ごろの時期においては、第3回特例納付期間経過後であり、保険料を^{さかのぼ}遡って納付することはできないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年4月まで

昭和57年8月ごろ、それまで勤務していた事業所を退職した時、A市B区役所から、国民年金の加入案内と一緒に国民年金保険料約40万円の納付書が送られてきた。

当時、多額の借金があり、保険料を納付することができなかったため、同年10月ごろ、同区役所において国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間について保険料の申請免除の手続を行った。

その後、同区役所から、はがきが送られてきて、保険料を免除する旨の通知を受けた記憶がある。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年8月ごろ、A市B区役所において、国民年金保険料の申請免除の手続を行ったと主張しているが、当時、申立人は、国民年金の任意加入対象者であり、制度上、保険料の申請免除の手続を行うことができない。

また、申立人が申請免除されたとしている保険料の合計額（加入案内と一緒に送付されたとする納付書の金額）は、申立期間の保険料の合計額と大きく異なっている。

さらに、申立人が所持している年金手帳の国民年金の欄には、何も記載されておらず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が国民年金の加入手続を行った形跡が無い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る

状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料も無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から45年3月まで

私は、昭和43年9月ごろにA市役所で国民年金の加入手続をし、それ以降、国民年金保険料を納付してきたはずなので、未納とされている期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和46年1月30日に初めて払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこのころに行われ、資格取得日(昭和36年4月1日)は、当該払出時期からさかのぼって記録されたものと推認できる。

また、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は過年度納付が可能であるが、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶が無く、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻も未納となっている上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間のほかに国民年金の未加入期間及び複数の未納期間が認められる上、申立期間について国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

私は、昭和48年3月に退職した後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶がある。未納とされている期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び喪失手続を行った時期並びに手続状況に係る記憶が無く、申立人が納付したと主張する保険料の金額は、当時の保険料額と大きく相違しているなど、申立人の主張には不自然さがみられる。

また、申立人は、昭和48年ごろにA市B区役所において、国民年金加入手続を行い、保険料を納付したと述べているが、申立人の申立期間に係るA市及び社会保険庁の記録は共に存在しない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、当該期間に申立人が国民年金に加入していたものとは考え難い。

さらに、申立人の所持する年金手帳の記録には、第3号被保険者の資格取得日（昭和61年4月1日）の記載が見られ、社会保険庁の記録とも一致していることから、申立人が国民年金に加入したのはこの時点であり、申立期間は未加入期間であったものと推認できる。

加えて、申立人には申立期間以降にも国民年金の未加入期間が認められる上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年7月までの期間及び60年4月から63年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 ① 昭和57年4月から同年7月まで
② 昭和60年4月から63年5月まで

国民年金保険料が100円であった昭和36年から、老後のことを考え国民年金に加入して保険料を納付し続けてきたので、申立期間①が未納とされていることは考えられない。

また、申立期間②については、前年の昭和59年度の保険料をまとめて納付した後納付し、この期間において、督促状が送付されてきた記憶も無いので、未納とされていることは考えられない。

結婚後は毎月家計簿を付けており、保険料の未納は考えられないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が両申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人も納付額等に関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①については、厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要となるが、申立人には同手続に関する記憶が無い。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿兼検認カード及び社会保険事務所が保管する申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和59年2月に資格取得日を57年4月にさかのぼって訂正したことが記録されており、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人にさかのぼって保険料を納付した記憶は無く、過年度納付されたことを示す形跡も見られない。

3 申立期間②については、その前年である昭和 59 年度の保険料は、当初申請免除とされていたものが、平成 5 年 1 月の追納申出により納付されたことが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、その時点で申立期間②の保険料は時効により納付できないことから、申立人の供述と一致しない。

また、A 市は、申立期間②当時、保険料の免除申請を行わなかった又は未納であった強制被保険者に対して、納付勧奨等を行ったか否かについては不明であると回答していることから、申立人に対して、同市が免除申請手続の励行や保険料の納付勧奨を行ったか否かについては不明である。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から46年7月まで

老後のことを考え、A市役所で国民年金の加入手続をし、基礎年金番号をもらった。保険料は納付書に現金を添え、金融機関の窓口で納めたが、社会保険事務所に問い合わせたところ、申立期間の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間の保険料を納付していたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付書に現金を添えて金融機関の窓口で納付したとしているが、申立期間当時は、印紙検認方式による納付方法であったため、納付書は発行されておらず、金融機関の窓口において現金による納付はできなかったことから、申立人の供述内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月ごろに払い出されていることが推認でき、その時点では、既に申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人の所持する国民年金手帳は、厚生年金保険加入中の昭和51年に発行された年金手帳1冊のみであり、申立人は「国民年金の加入手続をした際、基礎年金番号はもらったが、手帳はもらっていない。」と述べているが、基礎年金番号制度は平成9年導入であり、申立期間当時は基礎年金番号制度が導入されていないことから、不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 11 日から 60 年 2 月 15 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間は、A社が経営している飲食店に勤務しており、申立期間の一部について厚生年金保険料控除の記載がある給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与明細書、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間中においてA社に勤務していたと認められるとともに、給与明細書により、申立期間の一部の期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和 60 年 2 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立期間当時、飲食業は、社会保険庁長官の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所となることのできる事業所であり、当該事業所が任意で適用事業所となった形跡も見当たらない。

また、当該事業所は、平成 3 年 3 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、当該事業所は平成 14 年 12 月 3 日に解散しており、当時の事業主及び事務担当者とは連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は「当時、厚生年金保険及び健康保険

を任意継続するよう会社から説明を受けた記憶がある。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚を含む同僚二人は、申立期間に厚生年金保険の第4種被保険者であったことが確認できる上、別の同僚は「当時、社会保険には各自が加入するようにとの話が会社からあった。」と供述しており、当該同僚を含む同僚二人は申立期間に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は前の事業所の被保険者資格を喪失した昭和59年2月11日に健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の一部について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められるが、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月1日から62年2月2日まで
② 平成5年9月29日から同年10月まで

昭和61年4月から平成5年10月までA社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

給与明細書等の証拠書類は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、期間の特定はできないが、申立人が申立期間中にA社に勤務していたと供述しているものの、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は、昭和62年2月2日に資格取得し、平成5年9月28日に離職していることが確認でき、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日（離職日の翌日）の記録と合致している。

また、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について、事業主に照会したが、資料が保存されていないとして、これらの事実を確認できる関連資料を得ることはできない上、当時の事務担当者は、申立期間①について、「当時、従業員の入退社が多かったことから相当期間の試用期間を設けており、入社後直ぐには厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人と同じ事業所を退職後に当該事業所に入社した同僚及び入社時期の供述が得られた同僚3人は、社会保険事務所の記録によると、入社後3か月から1年程度後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚の一人は「当時、厚生年金保険の加入は、入社から数

か月後であった。」と供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間②において当該事業所の被保険者資格を喪失した平成5年9月29日に健康保険の任意継続被保険者となっている上、同年10月12日に健康保険証を返納していることが確認できる。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人に対し両申立期間において求職者給付金が支払われたことが確認できる上、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から38年10月まで

昭和35年から38年までの毎年4月から10月ごろまでA県B事業所においてC職としてD業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA県B事業所にC職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所では、当時のC職等の臨時職員の雇用に関する書類が保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人と同じC職であった同僚7人は、いずれも申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該同僚のうち4人は、昭和38年度に当該事業所とは別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、複数の同僚は「当時、厚生年金保険には通年雇用の職員は加入していたが、C職等の臨時職員は厚生年金保険に加入できず、保険料を控除された記憶も無い。」と供述している上、別の同僚は、申立期間のうち昭和36年4月から38年5月までの期間に国民年金に加入し保険料を納付しているこ

とが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 45 年 12 月まで
昭和 38 年から 45 年までの毎年 4 月から 12 月ごろまで A 社に B 職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間中に A 社に B 職として勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成 13 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は、資料が保存されていないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立期間当時の事業主及び事務担当者は、「B 職を厚生年金保険に加入させるようになったのは昭和 50 年以降であり、当時は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同職種の同僚 6 人は、いずれも申立期間に当該事業所における厚生年金保険の加入記録が存在せず、当該同僚のうち 3 人は昭和 53 年 4 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の同僚は「申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、この間の保険料控除についての記憶は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被

保険者原票には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間を含む昭和 37 年 5 月から 49 年 9 月までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 20 日から 32 年 1 月 6 日まで
社会保険庁へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。
昭和 31 年 3 月 15 日に中学校を卒業後、同月 20 日から A 社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、勤務の始期は特定できないものの、申立人が申立期間中から継続して A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 53 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の代表取締役及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人及び社会保険庁のオンライン記録から申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 9 人の計 12 人について、本人が記憶している入社年月日と厚生年金保険の被保険者資格取得日を見ると、入社してから 9 か月から 1 年 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、うち 6 人が、「厚生年金保険に加入したのは、入社後しばらくしてからであった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業主は、社員を採用後、一定期間おいてから厚生年金保険の加入手続を行っていたものと推認

できる。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C事業所には、昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録においては、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 34 年 8 月 1 日、資格喪失日が 35 年 1 月 29 日となっていることから、両申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、この記録は、私が記憶している勤務実績とは相違している。

両申立期間についても、間違いなく当該事業所に勤務しており、給与から社会保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用についてB社に照会したところ、「確認できる資料が無いため、全く不明である。」と供述しているとともに、当時の社会保険事務担当者にも照会した結果においても、「申立人に係る記憶は無い。」と供述している上、両申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

2 申立期間①については、申立人から提出された申立期間①において撮影されたことが認められる社員旅行での写真の写し、複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間①において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚 7 人及び社会保険事務所の記録により、昭和 34 年において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資

格の取得記録が確認できる同僚4人の併せて11人のうち、所在が特定できた8人に照会し8人全員から回答が得られたところ、このうち2人は「当該事業所では、入社日からは厚生年金保険に加入せず、一定期間経過後に加入した。」と供述している。

また、これら2人のうち1人は、「入社後一定期間は試用期間が有り、同期間においては、厚生年金保険に加入していなかった。同保険に加入していないにもかかわらず、給与から厚生年金保険料が控除されることは無いと思う。」と供述しているほか、回答が得られた同僚8人のうち6人について、当該同僚本人が記憶している入社日と社会保険事務所の記録による当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日とが、最大で16か月相違している。

これらのことを併せて判断すると、申立人についても、当該事業所で入社日から一定期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった状況がうかがわれる。

- 3 申立期間②については、申立人はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立期間①に関して回答が得られた同僚8人のうち、社会保険事務所の記録により、申立期間②についても当該事業所に係る厚生年金保険被保険者であることが確認できる7人に照会したものの、申立人が申立期間②において、当該事業所に勤務していたことを裏付けるような供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、昭和35年3月31日に当該事業所を退職したとすることから、申立てどおり厚生年金保険の被保険者資格喪失の届出がなされた場合においては、同年4月1日以降に届けられるところ、社会保険事務所の記録により、申立人の当該事業所における資格喪失処理は35年3月に行われていることが確認できる。

さらに、前述の同僚8人全員が「当該事業所における退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日とは一致している。」と供述している上、このうち4人は「当該事業所では、退職日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失することは無かった。」と供述していることから、申立人についても、当該事業所における退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日とは一致しているものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間直後に勤務した事業所において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚4人のうち一人は、「申立人は、私が昭和35年4月1日に入社した時点においては、既に在籍していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間②においてA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

- 4 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月から 46 年 5 月まで
② 昭和 46 年 12 月から 48 年 10 月まで

昭和 45 年 6 月から 48 年 10 月まで通年で、A 市の B 社で C 職として働いていた。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述、及び申立人から提供のあった申立人の勤務を讃えた昭和 46 年度の表彰状の内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が両申立期間において、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、社会保険事務所の記録によると、昭和 50 年 3 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、申立人が記憶している取締役についても所在が判明しないことから、申立人の両申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立人は一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、社会保険事務所の記録により、両申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚 10 人に照会したところ、5 人から回答があったが、勤務期間を記憶している二人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、入社 5 か月後、10 か月後となっている上、このうち一人は「入社後、一定期間経過した後で厚生年金保険に加入した。」と供述しており、この二人のうち、申立人と同様の業務で勤務していた一人

は、「昭和 48 年 12 月まで勤務していた。」と供述しているが、申立人と同時期の昭和 46 年 12 月 21 日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得は、昭和 46 年 6 月 1 日（資格喪失は同年 12 月 1 日）と記録されており、両申立期間における資格取得記録は確認できない。

加えて、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 16 日から 50 年 11 月 9 日まで
② 昭和 51 年 3 月 5 日から 52 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険及び国民年金の加入期間について照会したところ、厚生年金保険については、申立期間が脱退手当金として支給済みであり、国民年金については、昭和 52 年 4 月からの国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けた。

私は、昭和 52 年 4 月に社会保険事務所の窓口で「厚生年金保険を脱退扱いにして、脱退手当金をこれからの国民年金加入期間に充てる。」との説明を受け、当該手続のための書類を提出したが、実際に脱退手当金を受けたことは無い。厚生年金保険の加入期間は脱退手当金として支給済みとされた上、その後の国民年金加入期間にも保険料として充当されていないことに納得できないので、せめて厚生年金保険の加入期間については、年金額計算の対象となる厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を取るため、社会保険事務所へ出向いた際、担当者から脱退手当金の支給額を国民年金保険料へと充当できるとの説明を受け、当該手続を行うために書類を作成して提出したと主張しているが、厚生年金保険法に基づく保険給付金を国民年金法による保険料に充当納付する法制度は存在しない上、申立人が初めて国民年金の被保険者となったのは 61 年 4 月 1 日の第 3 号被保険者となった日からであり、当時は国民年金に未加入で国民年金の手帳記号番号が払い出されておらず、国民年金保険料を納付することはできないため、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和52年7月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給したという記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 21 日から 39 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無い。調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手・A」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月30日から28年9月1日まで
昭和25年8月1日にA社に入社し、28年8月31日に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、25年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになる。
自分は、当該事業所を4か月足らずで退職した記憶は無く、また、知人の紹介で昭和28年9月1日に他事業所へ日を空けず就職しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本において、同社は昭和49年10月1日に解散していることが確認できる上、当時の事業主及び取締役は所在不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は、既に死亡しており、他の一人も当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い上、申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者14人のうち生存及び連絡先が判明した一人に照会したが、申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録

は確認できない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年3月30日まで
厚生年金保険の加入期間について照会申出書（特別便）を社会保険事務所に提出したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
A社では、入社した時はB職、6か月後にC職として勤務しており、給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、複数の同僚の供述から、D社及びE社であることが確認できる上、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、D社は昭和26年6月13日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、E社は30年5月1日に適用事業所となっていることから、申立期間の一部の期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本を確認したところ、A社の名称で登記されている事業所は無く、E社は会社設立が昭和24年10月25日となっており、同社の代表取締役は社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載のある事業主と同一人であることが確認できる上、49年10月1日に解散していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、E社は昭和40年7月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち二人は、申立期間において

D社で厚生年金保険に加入した形跡が無く、加入記録がある同僚の一人は、「自分は昭和 24 年 4 月から 32 年 9 月ごろまでE社に勤務しており、申立人とは 25 年 4 月から 27 年 4 月ごろまで一緒に勤務していた。申立人は自分と同じC職（正社員）で、当時、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しているが、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、D社で昭和 25 年 5 月 1 日から同月 9 日までの期間、及びE社で 30 年 11 月 14 日から 32 年 9 月 1 日までの期間となっており、厚生年金保険の加入記録は継続していないことが確認できる上、加入期間がある他の一人は、「申立人とはD社で一緒に勤務していたが、作業場で働いていたので何か月も一緒ということではなかった。自分は昭和 24 年 5 月から 26 年 9 月ごろまで勤務していたが、当時、厚生年金保険に加入していない者もいたようだ。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、25 年 4 月 1 日から同年 6 月 7 日までの期間及び 26 年 3 月 1 日から同年 6 月 13 日までの期間であることが確認できる。また、上述の加入記録が確認できない同僚の一人は、「申立人とは昭和 25 年 4 月から 27 年 4 月まで一緒にC職として勤務していた。健康保険証は使ったことが無く、身分は正社員ではなく、請負等であった。厚生年金保険の適用状況等については不明である。」と供述しており、これらのことを踏まえると、D社の厚生年金保険の加入基準については確認できないが、当該事業主は、勤務していた者、若しくは当該事業所の業務に従事していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがわれる。

その上、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の資格取得日は昭和 27 年 4 月 21 日となっており、F社で払い出されたことが確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が名前を挙げた 4 人の同僚も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から36年7月31日まで
昭和29年4月1日からA社に勤務しているが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が36年8月1日になっている。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述から判断すると申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると同社は昭和27年1月23日に厚生年金保険の適用事業所になっているものの、30年5月1日に適用事業所に該当しなくなっており、36年8月1日に再度、適用事業所になっていることから、申立期間のほとんどが適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主（申立人の夫）も死亡しているため、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできないが、当該事業主も申立期間は厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録より、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人に照会したところ、一人は「当該事業所には創業から勤務していたが、昭和29年ごろに経営が不振になり、支店が整理されたので、自分も退職した。」としており、他の一人は、「厚生年金保険の加入状況は不明だが、自分は昭和29年6月ごろまで当該事業所の経理事務をしており、申立人に事務を引き継いだ。」と述べているが、社会保険事務所の記録

によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 28 年 6 月 11 日であることが確認できる。

一方、申立人が申立期間と一緒に勤務していたとし、社会保険事務所の記録によると昭和 36 年 8 月 1 日が厚生年金保険の取得日となっている同僚に照会したところ「自分は昭和 34 年 7 月 1 日から当該事業所に勤務しているが、厚生年金保険の適用事業所でなかった期間に厚生年金保険料が控除されていたかについては分からない。」と述べており、36 年 8 月 1 日に当該事業所において取得している他の 3 人も申立期間に厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

なお、申立人は所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日が昭和 29 年 4 月 1 日になっていることを主張しているが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると申立人の記号番号は 36 年 8 月ごろに払い出されていること、申立人の所持している厚生年金保険被保険者証は D 社会保険出張所が発行していることから同出張所が存在していた 35 年 7 月から 37 年 9 月までの間に交付されたものであることから、交付する際に資格取得日を誤って記載したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 26 日から 41 年 12 月 26 日まで
昭和 39 年 11 月 10 日に A 社に入社し、B 業務をしていた。当初、C 作業をしていたが、41 年 2 月に勤務のかたわら D 専門学校の第二部（夜間部 1 年間）に通学していた。しかし、伯父が経営する E 社が移転新築をして事業が忙しくなり、伯父に手伝ってくれるよう言われたので 41 年 12 月 26 日に A 社を退社し、F 市に帰り E 社に勤務した。

社会保険事務所の記録によると、昭和 40 年 12 月 26 日に厚生年金保険の資格を喪失していることになっているので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると A 社は、平成 14 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが、申立人のことを記憶しておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚のうち協力の得られた 3 人に照会したが、申立人がいつごろまで勤務していたかの供述は得られず、社会保険事務所の記録により、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、所在の確認できた 10 人に照会したところ、二人は、申立人の名前に記憶があるものの、はっきりとした記憶は無く、他の者は申立人のことを記憶していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、前述の一緒に勤務していた同僚等には昭和 41 年の定時決定の処理がなされているところ、申立人には当該記録が無い。このように、同年の定時決定の記録が無いのは、申立人は当該事業所の事業主から

40年12月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出が提出されたためであると考えられる上、当該同僚等の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、自身が記憶している退職日と一致していることから、申立人のみの資格喪失日が誤って届け出されたとは考え難い。

加えて、雇用保険の加入記録においても、当該事業所に係る離職日は昭和40年12月25日となっており、厚生年金保険の記録と合致している。

なお、申立人が通学していたというD専門学校に照会したが、当時の資料が残っておらず、申立人も同級生の名前を名字しか記憶していないことから、申立人が同校に通学していたことの供述を得ることはできない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月22日から同年11月1日まで
昭和57年4月から59年4月までA社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、申立期間について、厚生年金保険に加入していないことになっている。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において継続してA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和55年9月24日に厚生年金保険の適用事業所になっているが、58年8月22日に適用事業所に該当しなくなっており、同年11月1日に再度、適用事業所になっていることから、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に昭和58年8月22日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に再度、被保険者資格を取得している者が7人おり、そのうち申立人を含めた6人が申立期間について、健康保険任意継続被保険者であることが確認できる。

さらに、事業主は「販売取引先の倒産により、昭和58年8月22日付けで健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を提出し、従業員の健康保険任意継続被保険者の資格取得手続を行った。申立期間については、給与から厚生年金保険料、健康保険料及び失業保険料を控除していない。従業員には健康保険の変更について説明をした。」と述べており、申立人に係る雇用保険の加

入記録においても、昭和 58 年 8 月 20 日に離職し、同年 11 月 1 日に再度、被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致している。

加えて、申立人と同様の厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 5 人に照会したが、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する資料及び供述を得ることができない上、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する資料及び具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで

中学校卒業後の昭和 36 年 4 月に同級生 5 人と一緒に A 社に入社した。同社は同年 6 月ごろに B 社に社名変更したが、研修終了後の同年 10 月に同社 C 営業所に配属され、39 年 4 月まで勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録及び同僚等の供述から、申立事業所は、B 社 D 支店であり、昭和 36 年 10 月 1 日に同事業所の支店長が独立して、E 社を設立し、その後、38 年 3 月に A 社に社名変更したことが認められる。

なお、申立人は、研修終了後に B 社 C 営業所に配属され、勤務していた期間があるとしているが、社会保険事務所の記録によると、i) 同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していないこと、ii) 同社本社に照会したところ「C 営業所は存在しない。」と述べていること、iii) 社会保険事務所の記録から B 社 D 支店において厚生年金保険加入記録が確認できる者に照会したところ「C 市に営業所があったのは A 社であった。」と述べていることから、申立人が配属された事業所は、A 社 C 営業所であったと考えられるが、当時、A 社 C 営業所に勤務していた者に確認したところ、申立人の名前に記憶は無く、勤務していたか否か分からないとの回答があった。

また、一緒に勤務したという同級生の供述から、申立人が昭和 36 年 4 月から当該事業所に勤務していたことは推認できるが、いつまで勤務していたかについては供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供

述を得ることはできないが、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者に照会したところ、「新入社員は、半年間の訓練を受けた後に、各班のF職の元へ配属される。F職やG職の賃金は、会社が請負代金としてまとめてF職に支払っていたが、その際に厚生年金保険料などは控除していない。」と述べている。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務したという同級生5人及びF職であったという者は、申立期間に厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、所在が判明した同級生二人に照会したが、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する資料及び供述を得ることができない上、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する資料及び具体的な記憶は無い。

その上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年ごろから 46 年ごろまで

申立期間はA社（現在は、B社）にC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立期間当時、A社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が、期間及び身分（正職員か臨時職員か）を特定することはできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等については確認できなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする者二人のうち、当時のD職であったとする者は、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人は、当該事業所で同保険の被保険者であったことは確認できるものの、「申立人については記憶が無い。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された14人に照会したところ、回答があった11人のうち二人は、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時期から、いずれも、約3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、「被保険

者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかは記憶が無い。」と供述している上、当該二人のうち一人は、「採用当初は試用期間であったため、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているほか、上述の11人のうち、当時のE職であったとの供述が得られた者は、「当時は人の出入りが激しかったので、業務内容等によってそれぞれ期間は異なるものの試用期間があり、当該期間経過後に厚生年金保険に加入させるかどうかを判断していた。厚生年金保険に加入させる以前に同保険料を給与から控除することは無い。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、当時、採用後一定期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得させるか否かの判断を行い、その結果に基づいて同保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

なお、申立人は当該事業所で勤務していた期間について具体的な記憶が無いことから、申立人が当時の状況を承知しているとする申立人の同級生に照会したものの、申立人の勤務期間等に関する具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から25年5月1日まで
② 昭和25年5月1日から26年4月1日まで

申立期間①は、A県B事業所C出張所にアルバイトの事務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、D村役場（現在は、E町役場）にアルバイトの事務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時、地方公共団体の事務所は、社会保険庁長官の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所となることができる事業所であった。そして、社会保険庁の記録によれば、A県B事業所及びその出先機関が厚生年金保険の適用事業所となった時期は、既に地方公共団体の事務所が強制適用事業所となっていた昭和38年5月1日以降であったことが確認できる上、A県B事業所に照会しても、申立期間①当時、当該事業所が適用事業所となるための認可申請手続を行ったことを確認できる資料等は得られなかった。このように、当該事業所は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが記録上明らかである。

したがって、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

なお、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする4人のうち、当

該事業所のF職であったとする者は、社会保険事務所の記録によると、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、既に死亡しているほか、同僚であったとする者3人については、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の当該事業所における勤務状況等を確認することはできなかった。

- 2 申立期間②については、E町役場が保管する申立人の人事記録及び辞令簿により、申立人が当該期間において当該事業所に臨時雇として勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間②当時、地方公共団体の事務所は、社会保険庁長官の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所となることができる事業所であった。そして、社会保険庁の記録によれば、E町役場が厚生年金保険の適用事業所となった時期は、既に地方公共団体の事務所が強制適用事業所となっていた昭和43年8月1日であったことが確認できる上、同役場に照会しても、申立期間②当時、同役場が適用事業所となるための認可申請手続を行ったことを確認できる資料等は得られなかった。このように、当該事業所は、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが記録上明らかである。

したがって、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

なお、申立人が当該事業所において一緒に勤務していたとする同僚6人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

- 3 申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により控除されていたことを認めることはできない。

また、両申立期間は厚生年金保険の適用事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 9 月 1 日まで

昭和 29 年 4 月に A 社 B 事業所に採用され、3 か月間の見習期間を経て同年 7 月に正式に採用され、厚生年金保険にも加入した。当該事業所には 30 年 8 月末まで C 職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。次の勤務先から望まれて当該事業所を退社した経緯もあるので、1 年間も空白があるのは社会保険事務所の入力ミスとしか考えられない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社 B 事業所は昭和 33 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から当該事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者 11 人に照会したところ、回答があった 8 人のうち申立人について記憶があるとの供述が得られた二人は、いずれも、「申立人が勤務していた期間までは分からない。」と供述している上、当該二人のうち一人から「申立人と一緒に勤務していた可能性がある。」として名前が挙がった者に

照会したものの回答は得られず、ほかに申立人が昭和 30 年 8 月 31 日まで当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

なお、申立人は、「申立期間の厚生年金保険加入記録が空白となっているのは、社会保険事務所の入力ミスによるとしか考えられない。」と主張するが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（当時作成された紙台帳）を調査したところ、申立人の被保険者資格喪失年月日は、健康保険及び厚生年金保険のいずれについても昭和 29 年 9 月 1 日と記載されており、社会保険庁のオンライン記録に入力される以前から、同日が資格喪失日として記録されていたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月10日から30年5月1日まで
昭和29年9月10日にA社B出張所（現在は、A社B支店）に入社し、30年12月31日に退社するまでC職としてD業務やE業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ業務に従事していた同僚の供述から判断すると、申立人が、身分（正社員か臨時社員か）を特定することはできないものの、申立期間においてA社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支店に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等については確認できなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする者5人のうち、当時のF職であったとする者は既に死亡していることから、同人から申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

さらに、当該5人のうち申立人が同僚であったとする者4人に照会したところ、このうち二人は、いずれも、「申立人と一緒に勤務していたのは、申立期間より後の昭和34年以降の期間である。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録によると、両人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった期間は、申立人が申立期間の4年半後に当該事業所において同保険の被保険者資格を再度取得した後の期間に当たることが確認できるほか、他の一人については、社会保険事務所の記録により、当該事業所における被保

険者資格の取得日が申立人と同日であることが確認できるものの、同人の妻によれば同人は現在入院中であることから、申立期間における同人の勤務状況や同保険の適用状況について確認することができなかった。

加えて、当該4人のうち二人については、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時期から、それぞれ6か月後、7か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、いずれも、被保険者資格を取得する以前の期間について同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、当該4人のうち他の一人は、「当時は6か月程度の試用期間があった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、当時、採用後一定期間をおいて厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

その上、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された3人に照会したものの、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

なお、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 9 月 1 日まで
申立期間はA社（現在は、B社）に勤務し、C業務を担当していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、「当社が保管する昭和51年当時のA社の退職者名簿には申立人の名前が無いため、勤務実態や保険料の控除の状況については確認することができない。」との回答があり、申立人の当該事業所における勤務状況等を裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人は、いずれも、申立人が名字しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び同保険の適用状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者26人に照会したところ、このうち13人から回答があったものの、申立人が当該事業所で勤務していたことを確認できる供述は得られず、このうち、A社本店又は支店においてC業務担当であったとの供述が得られた4人は、いずれも「申立人については知らない。」と供述している上、このうち一人は、「同じC業務担当であれば本店、支店にかかわらず記憶に残るはずだが、申立人については知らない。」と供述している。一方、同社本店のD業務担当であったとの供述が得られた一人も、「当時は、本店、支店にかかわらず

C業務担当者はすべて本店で面接・採用していたので、支店勤務者を含め、C業務担当者のほとんどを知っているが、申立人については記憶が無い。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、当時のA社本店の所在地（現在も、B社本社及びE店が所在）は、申立人が記憶する住所とは異なっており、当該住所において同社の支店等が存在した形跡も無いことから、申立人の主張には不自然な点も見受けられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
各種社会保険がそろっているということで、昭和 33 年 4 月から 34 年 9 月までA社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたのを覚えているので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の事業所前で撮影された写真（写し）及び申立人と同じB職であったとする二人の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、同じB職であったとする二人の同僚も、同社において厚生年金保険の加入記録が無い。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の加入が確認できるとともに所在が確認された3人に照会したところ、回答があった二人はいずれも申立人及び当時の状況について不明としており、申立人の厚生年金保険の適用状況に関する供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は、平成 19 年 7 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

なお、当該事業所が平成 17 年 7 月に破産した時に取締役であった者は「自分は、昭和 54 年に役員に就任したので、申立期間当時の状況は分からない。ただし、当該事業所は、申立期間当時、C社の子会社で、給与計算は同社が

当該事業所分も含めて行っていたと聞いている。」と供述している。

加えて、申立期間当時、C社において厚生年金保険の被保険者としての記録がある者二人に確認したところ、いずれも申立人に関する記憶は無く、申立人の厚生年金保険の適用状況に関する供述を得ることはできなかった。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所及びC社の健康保険厚生年金保険被保険名簿には、申立期間に申立人及び申立人と同じB職であったとする二人の同僚の名前は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人及び二人の同僚の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。